

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第 4 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第26条第 1 項を次のように改める。

（刑事部の分課）

第26条 刑事部に、組織犯罪対策局を置くもののほか、次の 6 課及び 1 所を置く。

刑事総務課

捜査支援課

捜査第一課

捜査第二課

捜査第三課

鑑識課

科学捜査研究所

第27条第11号中「他の課、所及び隊」を「他の課及び所」に改め、同号を第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号を削り、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 犯罪統計に関すること。

(8) 通訳及び翻訳に関すること。

第33条を削り、第32条を第33条とし、第28条から第31条までを1条ずつ繰り下げ、第27条の次に次の 1 条を加える。

（捜査支援課）

第28条 捜査支援課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪捜査に関する情報の収集及び分析その他の犯罪捜査の支援に関すること。

(2) 重要事件の初動捜査に関すること。

第59条の 2 を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。